

## 第4章

# 中国における食品安全政策・政府の管理体制の現状と課題

— 主要な法律・政策の整備状況 —

森 路未央



### はじめに

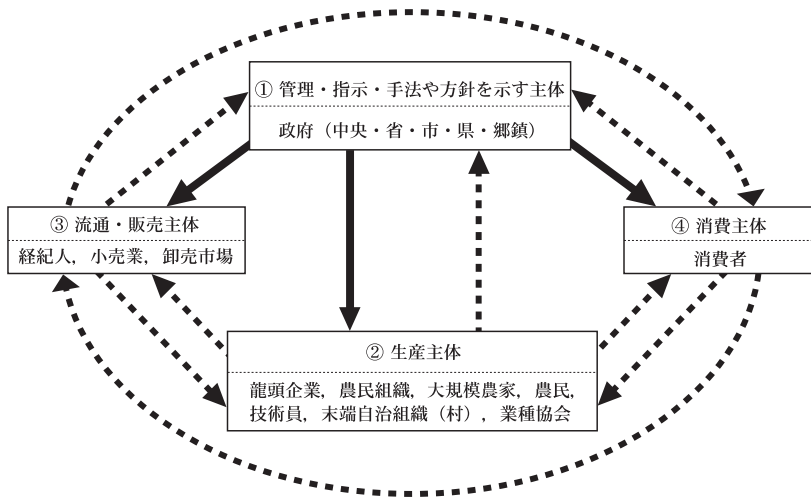
中国は1980年代前半頃までに実施した農業生産請負制をきっかけに、農産物の生産量が増加の一途をたどり、1998年には食糧生産量が5億トンを突破した。このころから、中国農業の振興の重点は、すでに農産物の量的な拡大ではなく、品質や加工度を高めることでの高付加価値化、価格支持政策に頼らず農家の所得を引き上げる新しい政策体系に移行している(池上[2008])。近年、国内外で発生する中国産食品の安全問題<sup>(1)</sup>はこうした中国農業の構造再編下で生じている。

食品(農水産物とその加工品)の品質の向上は技術に依るところが大きい。一般に、食品安全問題が生じる原因は、①生産者、製造業者、流通業者が混入(または残留)してはならない物質(農薬・添加剤など)と知りながら混入するケースと、②まったく知らずに混入するケースに大別される。そして、食品の品質を高めるための技術の普及だけでは②のケースしか解決できない。①のケースを解決するためには、生産・流通など川上・川中における経済主体の利益追求に対する考え方やモラルが向上しなくてはならない。近年生じている中国産食品の安全性を巡る諸問題は、このいずれのケースも含んだものであり、生産・製造・流通の各段階を監督・管理する政府の体制や法制度を整備することが極めて重要になっている。

図1にはこうした食品安全問題に関わるアクターを示した。具体的なアクターは、①食品安全の管理・指示・手法や方針を示す主体である政府、②食品の生産主体である龍頭企業、農民組織、大規模農家、農民、技術員、末端自治組織（村）、業種協会、③流通・販売主体である經紀人（仲買人）、小売業、卸売市場、④消費主体である消費者という四つから構成されている。

食品安全問題の全貌を知るためには、アクター間の相互関係をすべて解明する必要があるが、本章では、中国政府の食品安全問題の解決に向けた現状と今後の方向性を把握することを目的に、政府が生産主体や流通・販売主体を監督・管理するための食品安全政策・法規制と、政府内部の食品安全監督・管理体制の現状と課題について考察していく。具体的には、第1節では食品安全に関連する現行の法律体系を概説する。つづく第2節では、中国の食品輸輸出量の増加とともに発生してきた食品安全問題に対応す

図1 本章の論点の枠組み —食品安全にかかるアクター—



(出所) 筆者作成。

(注) 矢印は、食品安全にかかるアクター間の作用の方向性を示した。実線は本章で扱う論点である。

るため、2000年以降中国政府が講じてきた食品安全政策・規制についてまとめていく。第3節では、食品の安全性を向上させるために立案した関連政策を達成するための手法（認証、基準、市場アクセスなど）を整理していく。第4節では、中央政府による食品安全の監督・管理体制の概要とその課題について考察する。そして、「おわりに」では新たに施行された法律（食品安全法）の役割について展望する。

## 第1節 食品安全と関連するおもな法律

本節では、中国の食品安全に関わる既存の法規と今後の立法に関する議論、近年の食品貿易の推移、食品安全政策および手法を概観する。それによって、食品の安全性の向上のための基本的法制度環境と今後の方向性を整理する。

### 1. 現行の法律

中国における食品安全に関する主要法律は表1に示したとおり、2009年6月1日に施行された食品安全法を含めおもに11の法律が定められている。これらのなかで、安全な食品の製造と関連する法律は1995年に施行された「食品衛生法」であったが、食品安全法の施行と同時に廃止された。食品安全法の対象となる品目は食品であり、農産物の生産は2006年に施行された「農産品質量安全法」（農産物品質安全法）が適用される。したがって、農産物の品質に関する法律は中国では2005年まで制定されていなかったことになる。

食品衛生法、農産品品質安全法は、それぞれ製造、生産段階を法律の対象範囲としており、流通・販売段階は範囲外である。そのため、卸売市場、百貨店・スーパー・コンビニエンスストアなどの販売段階、仲買人などの流通段階における安全規定は2007年に商務部が「流通領域食品安全管理弁法」<sup>(2)</sup>を制定した。食品安全法は、農水産物の生産段階を除く加工・製

表1 食品安全に関連する主な法律

施行年月日	法律名	食品安全にかかる部分の概要
1987年5月1日	「国境衛生検疫法」	国境段階で伝染病の侵入の防止を規定。出入国者・運送設備・荷物・貨物・郵便物などの物品が対象
1989年4月1日	「標準化法」	統一技術の需要に鑑み標準の制定・実施・法的責任を規定。対象は工業製品が中心で、農産品は重要なもののみが対象
1989年12月26日	「環境保護法」	土壌汚染・水資源など農業・漁業にかかる環境の保護・改善、化学肥料・農薬の合理的施用、環境汚染の防止
1992年4月1日	「進出境動植物検疫法」 (輸出入動植物検疫法)	輸出入動植物・動植物製品・積載容器・包装に対する検疫を規定
1994年1月1日	「消費者権益保護法」	消費者の権利、経営者の義務、国の消費者に対する合法的権益の保護、消費者組織、争議の解決、法的責任。消費者が購入・使用する全ての物品・サービスが範囲内
1995年10月30日	「食品衛生法」 ※2009年6月1日廃止	食品衛生面の管理・監督を規定。食品、食品添加剤、食品容器、包装材と食器、食品用具、設備、洗剤、消毒剤、食品の生産・販売場所、施設と関係する環境に適用。農産物、農薬、流通段階は範囲外
2000年9月1日	「産品質量法(修正)」 (製品品質法)	1993年制定。製品の品質に対する監督、生産者・販売者の製品品質に対する責任と義務、損害賠償、罰則規定。加工品が範囲内
2002年10月1日	「進出口商品検驗法(修正)」 (輸出入商品検査法)	1989年制定。輸出入商品目録に収録されている商品に対する検疫を規定
2003年3月1日	「農業法(修正)」	1993年制定。農産物品質基準体系や品質検査監督体系の確立。病虫害検疫制度、農薬・農業生産資材の登録・許可制度・安全使用制度
2006年11月1日	「農産物品質安全法」 (農産物品質安全法)	農産物が範囲内。県レベル以上の政府農業主管部門が農産物品質安全の監督管理業務の責任を負う。農業部が農産物品質安全リスク評価専門委員会を設置しリスク評価分析を行う。農産物品質安全標準の推進、産地・生産・包装・ラベル管理、検査監督、罰則規定
2008年1月1日	「動物防疫法(修正)」	1998年制定。動物疫病の予防・コントロール・撲滅・通報・公表、動物・動物製品の検疫、動物診療、動物衛生監督機構は動物・動物製品の飼育・飼養・と畜・経営・隔離・運送過程で防疫の監督・管理を実施、罰則規定
2009年6月1日	「食品安全法」	食品の川上から川下までを範囲とする総合的法律。政府の管理監督体制の強化、食品安全委員会の新設、行政・情報の透明性、モニタリングとリスク評価体制の構築、食品安全標準の再構築・強化、市場アクセス制度の強化、輸出入食品の安全性の強化、過度な広告の禁止、罰則規定の強化

(出所) 各法原文は、中国政府各ホームページから、概要は筆者作成。

(注) 1) 法律名は「」内が中国語表記、( )内が日本語訳。

2) 「農業法(修正)」は菅沼[2004]から作成。

造段階から川下までを範囲とする。

生産・加工・流通・販売のすべての段階を含む安全性を高めるための技術的基準・規格については1989年に「標準化法」<sup>(3)</sup>が施行されているが、おもに工業製品を対象としており農産物に関しては「重要農産物」（重要な農産物）と記されているだけであった。そのため、社会・経済環境に即した法律の修正業務が急務となっており、現在、標準化法の修正作業が行われている。

輸出入農産物・食品の検疫に関しては、「進出境動植物検疫法」（輸出入動植物検疫法）、「動物防疫法」、「進出口商品検疫法」（輸出入商品検査法）が制定されているほか、「進出口商品検疫法実施条例」（輸出入商品検疫法実施条例）など行政法規レベル以下の規則が施行されている。

## 2. 「食品安全法」の立法を巡る議論展開

中国は2000年以降、国内外で頻発する自国産の食品の安全性を巡る諸問題を解決するために、2004年から食品安全法の立法を開始した。施行までのプロセスを概観すると、2007年10月末に草案の全国人民代表大会常務委員会第1回審議が終了、2008年4月に草案を公布、パブリックコメントの実施を経て、8月に第2回審議、10月に第3回審議、2009年2月の第4回審議を終えて、同年2月28日に公布、さらにパブリックコメントを実施し、6月1日に施行に至った<sup>(4)</sup>。

食品安全法が公布されるまでに約5年を要した背景として、2007年の中国産食品などの安全性に対する世界的な報道や米国でのチャイナフリー、2008年のメラミン混入問題など、ここ数年、立て続けに問題が生じたことが影響しており、それぞれの問題に対応できる法律にするための修正作業が重ねられたからである。

とりわけ、2008年10月の第3回審議においては、同年9月に発表されたメラミン混入問題を受け、一層の修正の必要を迫られることとなった。第3回審議での議論内容の結果は、八つの修正意見として報道されている<sup>(5)</sup>。八つの修正意見とは、①川上から川下まですべてのプロセスでの監督・管

理を実施すること，②食品安全事故発生時には速やかに政府関連部門に報告すること，③リスク評価制度を強化すること，④食品添加剤はリスト外のものを使用してはならないこと，⑤政府が企業にリコールさせる責任を負うこと，⑥「免検制度」<sup>(6)</sup>を廃止すること，⑦食品安全基準を統一化すること，⑧小規模・個人経営食品生産商や露天商への監督・管理を強化することである（森[2008a]）。

### 3. 食品安全法の概要

こうした審議プロセスを経て施行された食品安全法は，10章（第一章：総則，第二章：食品安全リスクモニタリングと評価，第三章：食品安全標準，第四章：食品の生産と経営，第五章：食品検査，第六章：食品輸出入，第七章：食品安全事故処理，第八章：監督管理，第九章：法律責任，第十章：附則），104条で構成されている（おもな条文は表2を参照）。

強化のポイントは，①政府の食品安全監督管理体制（連携）の強化と各部局の職責の明確化，②食品安全委員会の新設，③行政による食品安全情報の透明性の強化，④食品と添加物のモニタリングとリスク評価体制の構築，⑤食品安全標準の整理・再構築・強化，⑥市場アクセス制度（生産許可証など各種許可証やリコール制度）の強化，⑦輸出入食品の安全性の強化，⑧健康食品などの効能について過度な広告の禁止，⑨罰則規定の強化などである。

また，「食品安全法実施条例（草案）」は2009年4月24日に発表され，6月1日の施行が明記されていたが，結局同年7月8日に同条例（草案）が通過した同日に「食品安全法実施条例」も公布・施行された。

## 第2節 食品輸出と食品安全政策

2000年頃から中国の食品輸出が急増するにつれ，日本をはじめとした世界各地で，中国産食品の安全性を巡る問題が数多く発生するようになって

てきた。そのため、中国政府は食品安全に関わる問題が発生するたびに、中国国内での関連法規など制度面の整備や、検疫の技術的課題の修正などを実施し、それらの問題に対処してきた。本節では、2002年以降の中国の食品輸出額の推移と中国政府による食品安全強化策をとりまとめる。

## 1. 中国の食品輸出の推移

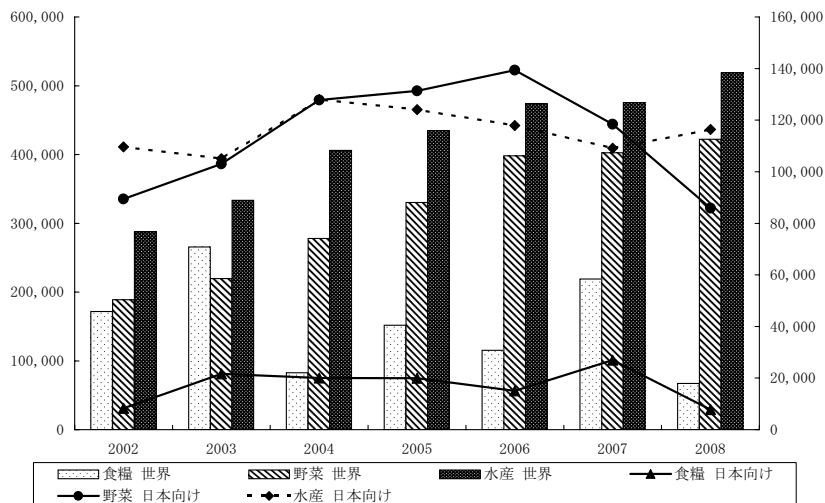
中国における食品輸出額<sup>(7)</sup>は、2002年以降、急速に増加し、2007年には300億ドルを突破した。これまでの推移を振り返ると、1980年が29億ドル、1990年が66億ドル、1995年が99億ドル、2000年が123億ドル、2005年には225億ドルであり、1996年に100億ドルを突破してから2005年に200億ドルを突破するまでに9年間を要した。しかし、その後のわずか2年間で300億ドルを突破したことから、ここ数年の増加のペースがいかに急速であったかわかる。

また、2002年以降の主要品目（食糧、野菜、水産品）別世界向け輸出額の推移（図2）をみると、野菜と水産品は増加の一途をたどっている。野菜は2002年から2007年の5年間で約2倍に増加し40億ドルを突破した。水産品は品目別輸出額としては最大であるが、増加率は野菜ほどではない。しかし、野菜の輸出額は堅調に増加している。食糧は国内需給バランスだけでなく、国際相場との関係などによるため、その推移は、野菜や水産品のように毎年増加しているわけではない。

このように、中国の世界向け食品輸出額は2000年以降にそれまでよりも急速に増加したが、日本向けはここ数年減少傾向にある。日本への食品輸出額のなかで輸出額シェアが高い野菜は、2006年まで順調に増加し約14億ドルをピークに、2007年は減少、2008年は8億6000万ドルまで減少した<sup>(8)</sup>。日本への輸出量の減少は、日本国内の生産量、天候、為替レート、景気の影響（外食産業など）にもよるが、中国産食品の安全問題による影響も大きいといわれている。

そこで、中国産食品の安全性を巡る問題が貿易に与えた影響について、2008年に中国が日本に輸出した食品のなかで最も注目された冷凍ギョー

図2 中国の食品輸出額と対日向け輸出額の推移



(出所) 『中国統計年鑑 2008』, 『中国商務年鑑』(各年版), 2008年の数値のみワールドトレードアトラスから作成。

(注) 単位はいずれも万ドルで、棒グラフが左側、折れ線グラフが右側の金額にあたる。

ザ問題<sup>(9)</sup>を例にみることにする。

冷凍ギョーザ問題が発生した2008年に日本が中国から輸入した野菜の月別輸入量の推移をみると、3月には7万7712トン(前年同月比32.5%減)に急減した。4月以降、輸入量は徐々に回復したが、2008年通年では125万9395トン(同18.5%減)に減少した。こうした輸入減少の原因に関して、同問題発生直後の動きを振り返ると、①中国の輸出検査が慎重になり出船できるまでの期間が長期化し短期的に輸出が停止したこと、②それにより倉庫保管費用を中心とした対日輸出コストが上昇し対日輸出を回避する企業が増加したこと、③日本国内の中国産に対する需要が低下したこと<sup>(10)</sup>、また、④事後対応として輸出再開時期が港によって異なったことが挙げられる。



## 2. 中国の主要食品安全政策

このように食品安全問題の発生は輸出入に影響を与える一要因となっている。中国は食品輸出の急増と食品安全問題の発生が顕在化した2000年以降を契機に食品安全政策を強化し、輸出の安定化をめざしてきた。

### (1) 輸出食品の生産管理の強化

まず、中国が本格的に実施した強化策は、2002年に日本に輸出した冷凍ホウレンソウから基準値を超えるクロルピリホスの検出により、中国国内の輸出生産基地への管理の強化である。

中国における輸出向け生産企業の農水産物・加工用原料の調達は、1990年代後半には農民との契約生産と産地仲買人からの調達が主流であった(大島[2003], 坂下[2002], 坂爪・朴・坂下編[2006])。この調達方法では企業が原料生産に介入しないため、品質や規格が統一できないというデメリットがあったが、生産企業は品質の統一や向上を目的に産地仲買人に指導し農家への技術普及に介入することで、原料農水産物の安全管理に関与するようになってきた。しかし、この手法では生産企業は品質の安定的確保に間接的に介入することしかできないため、市場価格高騰期に産地仲買人が市場へ販売してしまうことなど産地仲買人の寡占状態が生じた。そのため、生産企業は2000年以降、農場の直営化や契約制、保護価格制を導入することで調達が安定していった。

また、2002年に日本で発生した中国産冷凍ホウレンソウ残留農薬問題の対応策として、中国政府は、同年8月に「輸出入野菜検査検疫管理規則」を施行し、輸出向け生鮮農水産物・食品原料の生産農場に対するライセンス制度を導入<sup>(11)</sup>することで、産地から消費まで各段階の食品安全管理システムの整備を行った。この制度の導入は、輸出向け生鮮農水産物および加工用原料は政府に登録された農場で生産されなければならないとする制度である。同制度が導入された背景には、一部の加工企業が輸出向けとして生産されていない原料を卸売市場などで購入し輸出向け加工品の原料に使用するケースや、農薬などの施用がコントロールされた農場で生産され

ていない原料が輸出向け食品の原料として使用されるケースがあったためといわれている。そのほか、輸出用農水産物・加工食品原料の農場ライセンス制度は、生産・輸出企業を絞り込むことを可能とし、国家質量監督検閲検疫総局（以下、質検総局と略）など行政が生産企業を管理しやすくなることも政府のねらいであった。

農場ライセンスの具体的な取得条件としては、①農薬など生産資材の集約的管理体制が整備されていること、②生産基地の面積規模が300ムー（20ヘクタール）以上あること<sup>(12)</sup>、などである（森[2008c]）。これら条件により、輸出向け農水産物・食品を生産できる企業は一定の資本を有する企業に絞込まれ、誰もが輸出市場に参入することができなくなった。

## (2) 国内の食品安全問題を含む強化策へ移行

次に、中国は輸出食品だけでなく、国内においても頻発していた食品安全問題に対処すべく、2004年に国務院が「食品安全業務を一層強化することに関する決定」（「關於進一步加強食品安全工作的決定」）を発表し、国内向けと輸出向けを同時に強化する対策を講じた。

表2 食品安全主要政策

発表年月日	主要政策
2004年9月1日	食品安全業務を一層強化することに関する国務院の決定
2007年4月17日	国家食品薬品安全第11次5カ年計画に関する国務院の通知
2007年7月26日	食品など製品の安全性の監督・管理を強化することに関する国務院の特別規定
2007年7月27日	製品品質と食品安全業務の強化に関する国務院の通知
2007年8月1日	中国食品品質安全状況白書
2007年8月13日	国務院製品品質食品安全指導小グループの通知
2007年8月22日	輸出入食品品質安全対策専門行動
2007年12月10日	全国製品品質と食品安全専門プロジェクト整備行動方案

(出所) 中国国務院弁公庁、各局の発表から整理。

同決定で示された重点業務は、食品製造段階、農産物生産段階、農産物・食品の流通・消費段階の三つに区分され、それぞれの段階の問題点をふまえた具体的対策が明記されている。食品製造段階では、衛生許可証、営業

許可証、生産許可証を取得していない食品製造企業が存在していることを背景に、食品製造企業を再調査し、監督・管理を強化することがおもな目的である。農産物生産段階では、農業生産資材の使用・管理を強化することで農薬の残留などを防止することを目的に、基準システムおよびトレーサビリティを構築することが示されている。流通・消費段階では、卸売市場などへの巡回検査の実施、個人経営・小規模企業の監督管理の強化、農民や低収入者の利益保護がおもな内容とされている。

重要措置に関しては、各部局に分担された食品安全監督管理体制の問題点と解決策が明記されている。具体的には、各部局の職責を明確化すること、地方政府の食品安全監督管理の責任を強化すること、および基層（村レベル）の法規の運用を強化すること、検査体制に関しては各部局がそれぞれ担当する段階で行い重複検査を行わないことなどが示されている。中国政府は、2004年までにこのような対策を強化してきたが、2007年3月に米国で発生した中国産ペットフード事故をきっかけに、中国製品を懸念する報道が世界的に拡大した。これを受け、同年7月に国務院503号令として「食品など製品の安全性の監督・管理を強化することに関する特別規定」（「關於加強食品等產品安全監督管理的特別規定」、以下、「特別規定」と略す）を発表した（森[2008b]）。

「特別規定」の骨子は、①関連各部局担当者の職責の明確な分担、②適当する法律や規定が存在しない場合の「特別規定」の適用、③違法に生産した経営者と法に基づかない職責を履行した部局の担当者に対する罰則の強化、④権力と責任の統一化、⑤違法行為に対し処分できる権利の付与、⑥原材料や添加剤などに対する厳格な監督・管理を徹底するために生産企業に政府が介入できる権利の付与、といった点が挙げられる。輸出する食品に対しては、①生産企業は関連法規・基準で定められた条件に基づき生産・経営活動を行うこと、②輸出食品の検査員の責任を明確化すること、③生産企業は生産記録を行なうこと、④虚偽を犯した企業に対し罰則を強化すること、などを明記している。

「特別規定」を実施するために、国務院は各部局のトップと担当者と組織する「国務院製品品質・食品安全指導小組弁公室」（以下、「食品安全グ

グループ」と略)を組織・設置した。「食品安全グループ」は、四つの業務チーム(農産物安全業務チーム、食品と関連消費品安全業務チーム、薬品安全業務チーム、ニュース情報チーム)で構成される。食品安全グループが設置された2007年8月から年末までに5回の全体会議が開催され、さらに主要輸出産地(山東省、福建省、広東省など)における生産企業などに対する調査・検査が実施されるなど、これまでにない国を挙げての食品安全対策が執られた。具体的措置としては、輸出専門の生産企業・登録農場の絞込み、CIQラベル<sup>(13)</sup>の貼付、法定輸出検査費用の免除・減額措置、トレーサビリティ構築などが挙げられる。

以上のように、中国が2000年以降に本格的に開始した食品安全強化策を時系列で振り返ると、はじめは輸出食品の安全問題への対応であったが、その後は輸出食品だけでなく国内の食品安全問題の解決をも含めた強化策に移行してきたことがわかる。

### 第3節 安全性向上のための手法

中国は農水産物・食品の品質の向上をめざしているが、安全性を巡る問題が輸入国だけでなく中国国内でも頻発している<sup>(14)</sup>。中国国内における食品安全事故・事件の傾向は、生産段階での農薬の残留、加工・製造段階での衛生面の不徹底による中毒、流通段階での賞味期限切れ食品の販売やニセモノ食品の製造・販売が多い。

中国政府は、食品安全事故を再発させないために各方面から品質を高める方策を開始している。本節では、政府によって行われている認証、基準、市場アクセス制度、トレーサビリティの取り組みに関して概観する。

#### 1. 認証の推進

中国における農水産物・食品の品質レベルは、品質基準が厳格な順に、「有機食品」、「緑色食品」、「無公害農産品」、「一般の農産品」に分かれている<sup>(15)</sup>。

有機食品に関する認証は1994年、緑色食品は1990年、無公害農産品は2001年に開始した。

### (1) 有機食品認証

中国における有機食品認証は、1994年に開始した。中国質量認証中心(CQC)、万泰、国際有機認証中心(OFDC)などの認証機構が、国際有機農業運動連盟(IFOAM)の認可メンバーに登録されている。有機食品認証は、国家環境保護部(以下、環境保護部と略)の有機食品発展センター(茶葉に限り中国農業科学院茶葉研究所)が制定した認証基準を満たした食品を指し、生産過程で人工的に製造された化学物質が含まれることを許さない。標示については、有機食品発展センターが国家工商行政管理総局(以下、工商総局と略)に登録した有機食品標示でなければならない。2007年時点で全国692社が有機食品認証取得企業に認可されている。

### (2) 緑色食品認証

緑色食品認証は、1990年に農業部が設定した減農薬基準を満たした食品を指す。そして1992年に設立された農業部の外郭団体である中国緑色食品発展センター(および省レベル・計画都市40カ所の委託業務機構)が指定した統一基準によって、A級とAA級の二つに分けられている。A級基準は、先進国の食品衛生基準とコーデックス委員会(CAC)の基準を参考に制定したもので、生産過程で人工的に製造された農薬、肥料、飼料および添加剤は限られた量、品種および時間内であれば認められる。AA級基準は、IFOAMが設定する有機食品基本原則に基づき、関係国の有機食品認証機構の基準を参考に中国の実情を考慮し制定したもので、生産過程で人工的に製造された化学物質が含まれてはならず、有機食品に最も近いランクである。標示については、中国国内で統一された唯一のもので、中国緑色食品発展センターが制定し、工商総局に登録した品質認証商標でなければならない。2007年の緑色食品認証企業数は5740社(2001年は1217社)、緑色食品の年間生産量は8300万トン(同2000万トン)、年間販売額は1929億元(同500億元)、輸出額は21億米ドル(同4億米ドル)

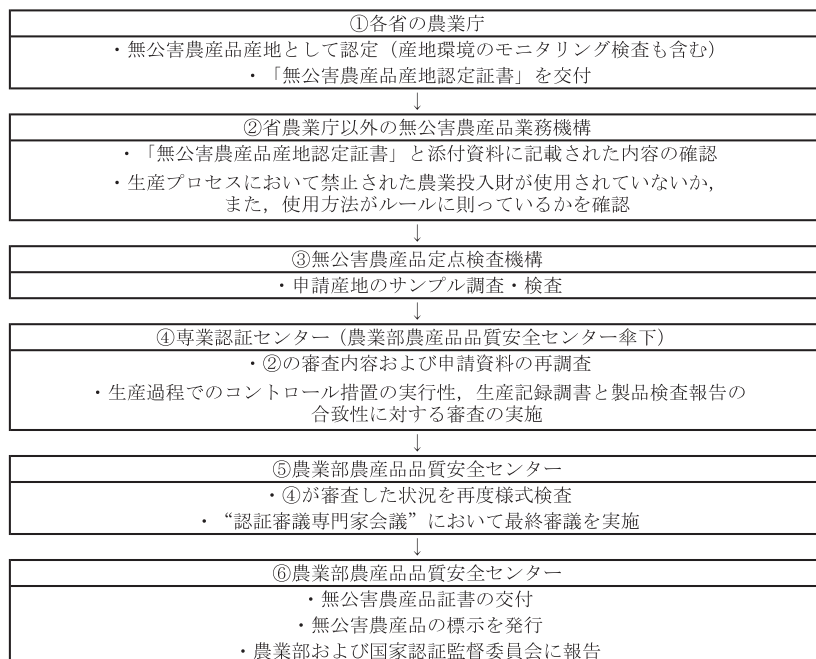
であった。

### (3) 無公害食品認証

無公害農産品認証は2002年に農業部と質検総局が連名で施行した「無公害農産品管理弁法」に基づいて生産された農産物を指す。同弁法に至るまでの経緯は、2001年4月に農業部が試験的に北京市・上海市・天津市・深圳市において無公害農産品の生産を開始し、2002年7月に「無公害食品行動計画」として全国範囲で実施を開始した。

無公害農産品認証の申請から発行までの手続きは、図3に示したとおりである。無公害農産品の産地認証機関は省レベルの農業庁、無公害食品の認証機関は農業部の外郭団体の農産品品質安全センターである。無公害食

図3 無公害農産品認証の申請から発行までの手続き



(出所) 2003年4月17日農業部・国家認証認可監督管理委員会「無公害農産品認証程序」から整理・作成。

品に認証されるには、指定した産地の環境、生産過程および最終製品が無公害食品の基準やルールに合致したものなければならない。人工的に製造された化学物質の使用は、許可された品種、数量、時間の範囲であれば認められる。標示については、「無公害農産品標示管理弁法」により、標示マークの図案が公開されているが、実質的には各地の認証機構によって異なり、各省が独自にデザインした標示が存在している。

たとえば、四川省における無公害農産品認証の実施内容は、無公害農産品産地を指定し名簿で指定産地を公開している。これは、農業部肥料質量監督検閲テストセンターが産地の土壌など生産条件を検査・審査し、指定したもので、2008年は省内の無公害農産品産地が30カ所あり、面積は約25万ヘクタールにおよぶ。

#### (4) そのほかの認証

そのほかの認証は、2008年2月の「農産品地理標示管理弁法」により開始した「農産品地理標示認証」、2006年に農業部が初めて公表した「中国“名牌”農産品」認証のほか、「原産地標準産品」、「農産品登録商標」などさまざまなレベルでの認証がある。

#### (5) 農業産業化のアクターと認証の取得

これら認証の取得は、生産農場や加工工場をインテグレートする龍頭企業にとって、消費者や原料ユーザーに対して品質の保証を示すことを可能にし、(輸出先も含めた)販路の拡大をめざす手段となっている。しかし、認証の取得は、龍頭企業に対するコスト圧力になるため、資本や技術を調達する必要が生じる。また、政府が認証の取得を推奨していることは、市場アクセスとしての重要な手段である。

## 2. 生産などの基準の推進と課題

中国政府は、生産・加工・検査・流通など各段階の基準を設定することを奨励している。中国における農業・食品産業関連分野の基準<sup>(16)</sup>は、1999

年に開始した農業業界基準制改定専門プロジェクト資金の共同設立により本格的に開始された。

### (1) 設定の現状

中国における基準は、質検総局所管の国家標準化管理委員会が管理している。基準のレベルは、国家基準（GB）、国家推奨基準（GB/T）、地方基準（DB）、地方推奨基準（DB/T）、業界基準（農業業種基準 NY、軽工業業種基準 QB と QBJ、包装業種基準 BB、商業業種基準 SB と SBJ、衛生業種基準 WS など）、業界推奨基準（NY/T）、企業基準に区分されている。これらレベルの違いに関して、国家基準とは全国の範囲内で統一的な技術を要する際に制定した基準であり、業種基準とは国家基準がなく全国の業界範囲内で統一的技術を要する際に制定する基準のことである。また、地方基準とは国家基準と業界基準が設定されておらず省レベルの範囲内で統一的製品の安全や衛生要求を要する際に制定が許可される基準であり、企業基準とは企業が生産する製品のなかで国家・業界・地方基準がない場合に制定してよい基準であるが、すでに国家・業界・地方基準が制定されている場合はより厳しい基準を制定しなければならないとされている。

基準の制定状況は、第 10 次 5 年計画期に、約 700 の国家基準、約 1800 の業種基準、約 7000 の地方基準が制定されている<sup>(17)</sup>。政府は、その後も設定する基準を増加させる目的と、すでに設定された基準の運用を促進するために、539 カ所の国家レベル基準モデル地域、3500 カ所の省レベル基準モデル地域を設立した。農業生産にかかる基準に基づいて生産されている農産物の耕地面積は全国で 533 万ヘクタールに達しており、第 11 次 5 年計画期には各県に 5 カ所の農業基準モデル地区を設立する計画が発表されている。

### (2) 課題

このような基準の推進下において生じている課題は、国内基準と国際基準の乖離を起因とする食品安全問題である。これに対し、中国政府は国内基準を修正し、徐々に国際基準に一致させることで、品質を国際レベルに



引き上げようと試みている。中国における生産技術の進展や急速な社会環境の変化は、貿易量が増加する前に設定された基準の形骸化や実質的に有効な期間を短縮化させており、今後も新たな基準の設定や既存基準の修正が発表される見込みである。

基準の運用に関しては、2006年11月に施行された農産物品質安全法によって、国家が健全な農産物品質安全基準システムを構築するとした法的な保障も得ている。この法的保障により、地方基準の設定・修正業務の予算化、普及のための技術員業務に対する年度審査の目標設定が可能になり、現場での業務が円滑に行われるようになってきている。

農水産物・食品の品質を高めるためには、農業技術を広く普及し、付加価値の高い商品を市場に供給することが課題である。農業技術の普及は、基準に基づいて行われなければ商品を市場に流通させることができない。設定された基準に基づいて農業技術を産地に普及する主体は、農業業種協会、龍頭企業、農民專業合作社、農業大規模農家など生産現場での技術員や専門家であり、彼らが農家に対していかに直接指導するかが広い普及の鍵とされている。しかし、零細分散型の農家に赴き直接指導することはマンパワーの面で現実的ではないため、政府は鎮内に1~2カ所のモデル農園を設立し、そこを拠点に域内で最低5%の農家を指導することを目標としている。しかし、普及主体である技術員らの職責範囲は規定に明記されていないため、業務目標や責任の設定基準がはっきりしていないことが課題とされている。

そのほか、衛生部によると、現在、中国の食品安全基準には国家基準と業界基準などがあり、それぞれの基準間で矛盾が生じているため、食品安全法施行以降、基準に関しても調整を行うという<sup>(18)</sup>。具体的には、重複した基準を国家基準に整理・統合する調整作業を行い、国家基準にない基準を地方基準に、国家基準と地方基準にない基準を企業基準とする。

### 3. 市場アクセス制度の強化

農水産物・食品の品質安全面から規制する市場アクセス制度は、①食品

生産企業に対して実施する食品生産許可証制度（許可証未取得企業は食品を生産できない）、②企業が生産する食品に対して実施する強制的検査制度（不合格食品は販売できない）、③標示制度（検査に合格すると“QS マーク”<sup>(19)</sup>を食品に貼付でき、貼付していない食品は販売できない。2007 年に開始）に区分される。

たとえば、成都市では 2009 年 1 月から肉・肉製品、豆製品、乳製品、卵・卵製品、食糧・油製品、醤油・酢など調味料に対して、市場（卸売市場、スーパー、病院食堂、レストランなど）へのアクセス制度を開始した。具体的には包装済食品への QS マーク貼付、肉製品の検査証明書添付の義務化、販売者の販売台帳管理などを実施している。

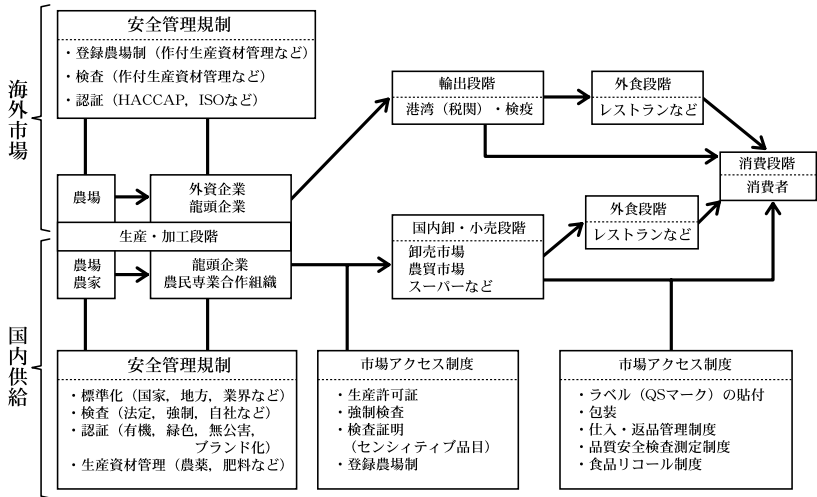
市場アクセス制度は、生産段階と流通段階など段階間を跨ぐ制度であるため、部局間の連携が重要になってくる。農産物を卸売市場に卸す場合の農業部と工商総局間の連携や加工品をレストランに卸す場合の質検総局と国家食品薬品监督管理局（以下、食薬局と略）間の連携が必要になる。

#### 4. トレーサビリティシステムの構築状況

中国における農産物のトレーサビリティシステムの開始は、2004 年に北京市と河北省の間で取り決められた「北京市場で販売する野菜の品質トレーサビリティ制度試験プロジェクト」（「進京蔬菜産品品質追溯制度試点項目」）により開始された。河北省内の 6 県・市の野菜農場で生産された野菜のなかで、北京市内の 2 カ所の卸売市場に供給する野菜は、コード番号が記された統一ラベルを貼付しなければ市場に卸すことができない。消費者がインターネットホームページまたは携帯電話のショートメールからコードを入力・送信すると、生産履歴情報を閲覧できるというシステムを導入した。

2006 年には、北京市内のスーパーにおいて野菜品質安全トレーサビリティシステムの試験的運用<sup>(20)</sup>が開始され、農産品品質安全法の施行により農産物の生産記録、包装、ラベル、賠償責任についても法的に定められた。

図4 中国がめざす安全な食品の国内供給システム



(出所) 筆者作成。

2007年には、年初の中央1号文件のなかで「農産物の品質トレーサビリティ制度を構築する」(「建立農産品質量可追溯制度」)とする文言が示され、上海、武漢、南寧にて試験的に農産物トレーサビリティの構築を開始した。

2008年には、浙江省杭州市は、「農産物品質安全トレーサビリティ管理業務指導小グループ」(「農産品質量安全追溯管理工作領導小組」)を設置し、同年12月20日から、野菜と豚肉のトレーサビリティシステムを開始した<sup>(21)</sup>。杭州市内の卸売市場に野菜を卸す場合、「杭州市農産品産地ラベルカード」を提示しなければ、市場内取引に参加できないことなどが盛り込まれている。また、同年11月に設立された全国食品安全管理技術標準化技術委員会の食品追溯技術分科会が、技術分野における国家基準の制定・修正、基準政策・措置の研究、国家基準の宣伝・コンサル業務、国際協力・交流活動を行っている。同委員会は山東省質量技術監督局が業務を引き受け、事務局は山東省標準化研究内に設置されている。

## 第4節 中央政府の食品安全管理体制

本節では、前節で示した食品安全政策を実行する政府の体制を把握するために、中央政府レベルの食品安全管理体制と各部局の担当業務、そして管理体制の問題点と対策を整理する。関連政策および管理体制においてどの部局がどのような責任を負っているかをとらえることで、中国における食品安全政策のアクターの役割を把握することを目的とする。

### 1. 管理体制の経緯

中国政府は2003年から中央レベルの食品安全監督管理体制の機構改革に着手した。2003年までは、衛生部、農業部、質検総局、工商総局、商務部、環境保護部（当時は環境保護局）、科学技術部の7部局が生産・加工・流通などを監督・管理する体制をとっていた。この体制下で生じた問題としては、段階によって生じる二重行政、縦割り行政による政府間での連携（横の連携）の欠如が挙げられる（韓主編[2007: 52]）。

こうした問題を解決するために、国務院は、2003年の第10期人民代表大会第1回会議において、食薬局の新設を決定した。食薬局は、もともと1998年に設立された国家薬品監督局が母体で、同年に衛生部の食品監督・管理部門のみを独立させ、薬品局と合併して設立された新組織であった。食薬局は、各部局に分担した監督管理業務を総合的に監督し、政府間の連携の欠如を解消するという重責を担っている。

この機構改革の基礎のもと、2004年9月1日に国務院が「食品安全業務を一層強化することに関する決定」を発表し、新たな食品安全監督管理体制が構築され、段階別に8部局が監督管理する体制となった。同決定のおもな内容は、①1部局が1職責を担う、②各段階での二重行政を克服する、③部局が担う職責の一部を変更する、④地方政府の食品安全監督管理の責任を強化する、⑤責任を明確化することであった。食薬局は、各部局に分担された食品安全業務の総括的立場として、こうした問題を解決する重責を担うこととなった。

2008年まで、8部局が行う各業務を総合的に管理する部局は食薬局であった。しかし2007年の中国産食品の安全性を懸念する報道が世界各地で展開された際に、行政間の横のつながりを総括的にまとめたのは食薬局でなく、前述の食品安全グループであり、当時の呉儀副首相がその陣頭指揮をとった。

食薬局は、こうした経緯や設立当初から職員数の不足などの問題をかかえていたことから、2008年9月の機構改革により衛生部の管理下におかれることを発表した<sup>(22)</sup>。そして衛生部は食品安全総合協調・衛生監督局を新設し、食品安全分野の総合的業務と重大安全事故の調査業務を担当することになった。食薬局は現在も存続しているが、総括的業務を行わず、レストラン・食堂における消費段階の安全管理業務を担当することに変更された。1998年の機構改革により誕生した食薬局の食品部門は、わずか5年あまりで衛生部管理下におかれる結末となり、各部局間の調整、総括的業務を主管する部門は衛生部へと移管された。

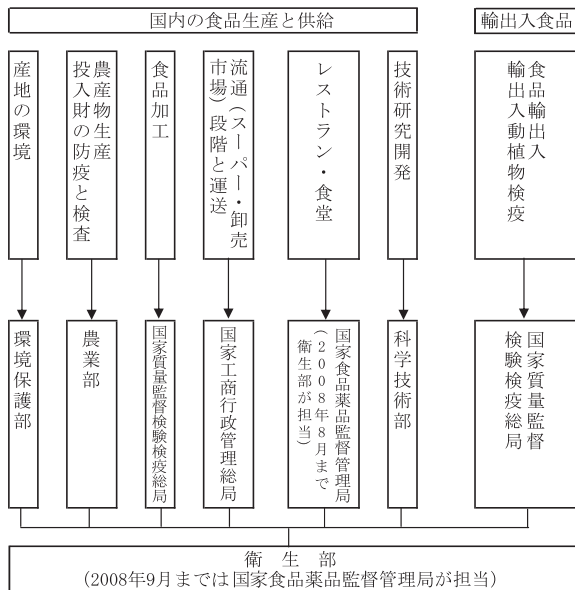
## 2. 現在の管理体制

こうした経緯をふまえ、2009年6月1日の食品安全法施行によって、体制が再度構築された。

### (1) 体制変更の再構築

食品安全法の施行により、食品安全監督管理を主管する部局は、衛生部、質検総局、農業部、工商総局、食薬局に変更された。環境保護部と科学技術部は食品安全監督管理業務には直接関係しない。各部局の職責に関して、食品の輸出入、輸出入動植物検疫および食品加工は質検総局が担当し、農産物の生産および投入財の防疫と検査は農業部が管理する。また、産地の環境測定・検査は環境保護部、スーパーや卸売市場などの流通段階は工商総局、レストランなど店舗内での衛生検査は食薬局が主管部門となった。

図5 中央政府の食品安全監督管理体制（2009年6月1日以降）



（出所）韓主編[2007: 19]をもとに筆者が一部修正。

## (2) 今後の管理体制の見込み

しかし、今後、衛生部が食品安全管理体制の総括的役割を中長期的に担っていくとは考えがたい。現在、中国では国家食品安全委員会の設置に関して議論されている。議論の要点は、国家食品安全委員会を部局内の1委員会のレベルを超えた行政的に高いレベルの委員会とし、二重行政、責任の明確化など諸問題の解決、食品関連法規の制定・修正の権限の付与、リスクの評価業務を担当させることや委員会内に科学委員会を設置するなど検討されている<sup>(23)</sup>。

今後、食品安全管理体制整備の方向性として、米国のように複数の部局が共同で責任を負い、一つの部門（米国の場合、食品安全委員会）が統一的に管理するモデルである米国型、または、一つの独立部門が統一的に管理するEU・カナダ型をめざすかを中国政府は検討している。中国は、米国型またはEU・カナダ型モデルをめざす方向だが、現在いずれにするか

表3 中央各部局の食品安全業務

内部設置部門	管轄業務
衛生部：食品安全管理政策・業務計画の総合的監督・実施	
食品安全総合協調・衛生監督局（2008年8月以降、国家食品薬品监督管理局食品安全協調司と食品安全監察司は衛生部衛生法制与監督司の管理下になり食品安全総合協調・衛生監督局に再編）	国内の食品衛生政策と食品管理業務、国家食品安全政策、食品衛生法律・規定・基準の起草、中央から省・市・県の全国食品安全監督検閲システムの構築、関連法規の解釈・運用に関する地方行政への指導、地方の衛生監督所・疾病予防コントロールセンターの検査業務、重大事故調査・報告・緊急救援案の策定と実施、食品安全情報の収集と総括、安全情勢の分析と予測、評価システムの構築と実施
国家質量監督検閲検疫総局：国内の食品加工段階および輸出入食品の検疫と安全管理	
食品生産監督司 （監督管理处・市場准入処・産品管理处）	品質安全衛生監督管理の規則・制度の研究・制定・実施、食品品質安全リスク分析・警告の実施、食品安全重大事故の責任・調査・処置、国内の食品生産許可・強制検査など食品品質安全市場アクセス制度の実施、地方の質量技術監督部門が行う食品生産加工段階の品質安全衛生監督管理業務の督促・指導
質量管理司 （信息中心、管理处、産品処）	国家の品質振興に関する政策・措置の実施、品質管理業務のマクロ的指導、ブランド戦略推進業務の実施、先進的な品質管理の経験・科学的品質管理手法の普及、事故調査、ニセモノ対策としての監督管理業務
動植物検疫監督司 （動物検疫処、植物検疫処、生物安全処）	輸出入動植物の検査検疫。輸入禁止動植物リストの研究・提案、輸出入動植物・動植物製品の検査検疫・監督の実施、輸出入遺伝子組み換え農産物・製品の検査検疫業務の管理、国外で発生する動植物病疫に関する情報収集、リスク分析・緊急予防措置の分担し実施、輸出入動植物検疫の登録・審査業務の法に基づく管理
衛生検疫監督司 （疾病監測処、衛生監督処、検査検疫処）	輸出入衛生検疫監督管理の規則・制度・計画立案、港湾での突発的公共衛生事件の対応、衛生検疫・標準・技術法規の制定、伝染病など公共衛生事件情報の収集・通報、港湾での伝染病リスクの分析・警告・コントロール・処理、港湾の検査場・倉庫・貨物などの環境・食品・廃棄物の衛生監督の実施
輸出入食品安全局 （食品獣医処、植物食品処、工業食品処）	輸出入食品の品質監督・検査検疫の規則・制度、国外で発生する食品安全・衛生品質情報の収集、輸出入食品の衛生リスク分析評価・緊急予防措置の実施、重大輸出入食品の衛生品質事故の調査・処置、食を原因とする汚染源の処理業務の管理
通関業務司 （口岸処、検務処、統計処、原産地処）	輸出入検査検疫の総合的業務、各種証明書やラベルの規則・制度の研究・制定・実施、輸出入検査検疫リストなどの編成・総括、原産地証明書の管理業務、輸出入検査検疫費用の管理、検査検疫業務情報化業務の実施

表3 中央各部局の食品安全業務（続き）

内部設置部門	管轄業務
農業部：農水産物の作付・養殖段階での安全監督管理	
市場と経済信息司 (市場流通処, 信息統計処, 運行監控処)	農産物市場発展の法規の起草, 農産物・農業生産資材市場システムの建設・計画と需給・流通・価格政策の建議, ブランド育成, 展示, 農産物市場標準化建設, 農業の情報化, 統計業務, プロジェクトの実施
農産品質量安全監管局 (標準処, 監測処, 監管処)	農産物品質安全監督管理にかかる法規, リスク評価, 技術普及, 農業標準化, 検査, 認証, トレーサビリティなど
種植業管理司, 畜牧業司, 漁業局	耕種業製品, 飼料, 畜産製品, 水産品に関連する具体的業務
産業政策と法規司	農業産業計画立案, 安全にかかる法律・法規業務
科技教育司	安全にかかる科学技術と教育業務
国家工商行政管理総局：流通（個人経営・私営企業）段階での品質管理	
法規司	関連法律・法規・規則の起草
食品流通監督管理司	安全監督管理の具体的措置・弁法の制定, 安全監督検査・品質モニタリング検査, 市場アクセス制度の実施, 流通段階の食品安全重大突発事件への緊急措置
消費者權益保護局	サービス領域での消費者權益保護業務, ニセモノ品の調査・処置, 消費者へのコンサル・訴え等の受理・処理
個人・私営経済監督管理司	個人経営・私営企業・農民專業合作社の登記・監督, 個人経営の信用分類管理, 無免許経営の取り締まり
科学技術部：食品安全にかかる科学技術研究の業務管理	
農村与社会發展司	汚染物質・残留農薬・生物毒素・病原性微生物の検査・コントロールなどの技術的研究, 食品安全標準の構築にあたる技術面でのコミット, トレーサビリティの監督管理, “食品安全科技发展綱要”の制定
環境保護部：産地環境・養殖場・食品加工流通企業の汚染物質廃棄にかかる検査・コントロール業務	

(出所) 中央各部局公表資料から筆者が整理・作成。

の方針は示していない。しかし、いずれにしても、中国政府は食品安全委員会という統一管理部門を設立する方針を示している。まず、「食品安全法」の施行と食品安全委員会設立を前提に、食品安全委員会の機能を米国型またはEU・カナダ型のいずれの管理モデルにするか模索することになるであろう。



### 3. 管理体制の課題

食品安全法が施行するまで、食品安全監督管理業務を8部局が分担していることの弊害として、行政の縦割り化と部局間の横の連携不足が顕在化していた（韓主編[2007: 19]）。これらによって生じていた問題は、部局間の職責の重複（二重職責）や<sup>(24)</sup>、管理体制に空洞化が生じてしまうことである。職責の重複は、部局令（条例など）を制定することで部局の職責の範囲が守られている。部局の業務の管轄を柔軟に広げることは不正利益取得につながる温床と指摘されている。

食品安全管理を巡る中央政府と地方政府（省、市、県）との関係は、8部局が担当する業務内容にしたがって地方政府も同様に担当する縦の系統で管理されている。たとえば、農産物生産に関する業務は中央レベルでは農業部、地方レベルでは農業庁（農業局）が担当するという系統となる。

中央レベル政府の業務は、法規の制定、國務院（日本の内閣に相当、温家宝首相がトップ）への報告が中心である。一方、地方政府は実務的作業が多く、質検総局系統は水際での輸出入検査を担当し、輸出入の可否を決定する権限を有している<sup>(25)</sup>。

こうした地方政府の権限の強さを生み出す要因としては、必ずしも地方政府が中央の管理下で業務を担当していることのみではなく、地方政府が独自の規則（条例など）や基準を制定する権利が与えられ実施していること、および中央からの予算交付額が少ないため、地方が独立採算で運営されていることも指摘されている（韓主編[2007: 19]）。中央政府から財政面での支援がほとんど交付されず、規則を制定する権限が与えられている状況下で、地方政府が中央政府の指示を100%遵守するかは疑問を抱かざるを得ない。

地方政府の権限の強さは、時には二重行政を生み出し、輸出入ビジネスを展開する企業に影響をもたらすケースがある。たとえば、地方政府がそれぞれ輸出入検査を実施することにより、企業が行政に支払いするコスト負担が大ききことなどが挙げられる。

## おわりに：残された課題と展望

食品安全については、川上から川下まですべての過程で安全性が保証されなければ、消費者に安全な食品を供給できないことから、徹底しなければならない管理の範囲は非常に広い。本章では、中国政府が取り組む食品安全向上策の現状と今後の方向性を把握することを目的に、主要な法律・政策、および政府の安全管理体制を整理した。

主要な法律・政策に関して、中国政府は2000年以降、品目別の生産・製造の基準の設定と認証取得の促進、市場アクセス制度や輸出検査体制の強化を進めるとともに、新法律の制定を行ってきた。そして中国政府は、縦割り行政、行政間の連携不足、それまで明らかでなかった責任の所在の明確化、二重行政といった安全管理体制の構造的問題を克服しようとしてきた。しかし、2004年に提起されたこれらの問題は解決には至っていない。そのため、現存8部局の管理体制を総括する法律として2009年6月1日に食品安全法が施行され、食品安全行政を中心的に担う国家食品安全委員会の設置が明記された。

このように中国の食品安全行政には多くの構造的問題が存在するものの、評価できる動きもみられる。たとえば、法制度が2007年に急ピッチに整備されたこと、および詳細な規則こそ公表されていないものの2009年6月に食品安全法を施行したことである。2007年の動きに関して政府がこのタイミングでの素早い対応をとった背景は、日本だけでなく、米国など諸外国からの中国産食品の安全性に対して圧力がかったことが挙げられよう。こうした国際的な圧力のなかで、中国の食品安全対策が推進されたケースは、2002年に日本において発生した冷凍ホウレンソウ残留農薬案件の際にも、直後に中国政府が輸出向け食品に対して生産段階での厳格な規制を取り決め実施したことからも指摘できる。

中国は農業政策のなかで、食品の国際競争力の強化を目標にしており、今後も中国産食品の輸出量が増加する見込みである。また中国国内では都市部を中心に富裕層が増え、安心・安全な食品に対する消費者の需要も高まってきている。そのため中国は、食品の安全について諸外国また国内消

費者からの圧力を受けながら、食品安全管理体制を強化し、徐々に解決していくことが求められている。

〔注〕

- (1) たとえば、中国の輸出品を巡っては、2002年に日本が輸入した冷凍ハウレンソウから基準値を超えるクロルピリホスの検出、2007年3月に米国が輸入したペットフード事故をきっかけに各国で生じた中国産食薬品・玩具などの安全性を巡る問題、2008年に日本で発生した冷凍ギョーザ問題、冷凍インゲン問題、北京五輪閉幕後に発覚したメラミン含有問題などが挙げられる。また、国内においては、発がん性物質亜硫酸ナトリウムを用い漂白されたタケノコから基準値の約50倍にあたる二酸化硫黄の検出、加工牛肉への工業用赤色染料の着色、段ボール肉まん事件、アルギン酸ナトリウムなどの化学薬品を用い製造されたニセ卵などが挙げられる。
- (2) 2007年5月1日施行、商務部「流通領域食品安全管理弁法」。
- (3) 「標準」は、日本の規格（JAS規格など）や基準に相当する。以下、本章では中国語の「標準」を「基準」と訳すこととする。
- (4) 同法は、2007年に北京市と広東省が中央に先んじてそれぞれ「北京市食品安全条例」、「広東省食品安全条例」を施行している。
- (5) 2008年11月に開催された全国人民代表大会常務委員会会議において審議された“食品安全法（草案）”第3回審議での修正内容（新華社網 <http://news.xinhuanet.com/>、2008年10月31日アクセス）。
- (6) 一部の条件が整った企業に対する検査免除制度。
- (7) 以下、中国における食品輸出額の数値の出所は『中国商務年鑑』（各年版）からのものである。
- (8) また、日本の財務省『貿易統計』によると、2008年の中国からの野菜の輸入額は1717億7200万円に減少し、ピークであった2006年（2298億7400万円）から581億200万円も減少し、2001年の1943億2700万円の水準を下回る結果となった。
- (9) 冷凍ギョーザ問題とは、2007年12月、中国産輸入冷凍ギョーザ（天洋食品製）を食べた日本の消費者2名が嘔吐、うち1名が入院したことをきっかけに発覚した問題である。その後、2008年2月には天洋食品が製造した冷凍ギョーザから基準値を大幅に超えるメタミドホスが検出され、原因となった薬物の混入が究明されたが、現在もその明確な原因は発表されていない。
- (10) 日本の輸入などに関連する新制度として2006年5月に開始したポジティブリスト制度が貿易に与えた影響として、同制度開始直前の輸入量の増加と直後に減少した現象が生じたが、同年8月以降は回復し、通年の輸入量は増加した。
- (11) 2002年8月12日「輸出入野菜検査檢疫管理規則」によって開始した。
- (12) 面積規定は、地域・品目によって異なる。国家の統一規定は300ムーであるが、山東省の輸出ネギ農場の場合は500ムー以上である。基準値以上の農薬が残留するリスクが高い薬物野菜に対しては地方政府の判断で厳しい基準を設定しているケースもある。
- (13) 輸出品の包装に質検総局が指定したラベルを貼付する規制を指す。

- (14) 衛生部は、2007年に国内で発生した食中毒事件件数は506件、食中毒発症者数は1万3280人、死亡者数は258人、100人以上が食中毒症状を発した大規模事故は11件、前年比死亡者数は31.6%増、と食品安全問題が深刻な状況に陥っている調査結果を発表した。
- (15) 「有機食品」は完全無農薬の食品、「緑色食品」と「無公害農産品」は減農薬の食品、「一般の農産品」は「有機食品」、「緑色食品」、「無公害農産品」のいずれかの認証を取得していない農産品を指す。
- (16) 中国は1984年に国際食品コーデックス委員会（CAC）に加盟。
- (17) 韓主編[2007: 4]によると、2003年末時点で、全国の国家基準は1000項目、業界基準は1619項目を発表した。
- (18) 2008年12月1日『新京報』（<http://finance.jrj.com.cn/>）の衛生部衛生監督局副局長の発言（2008年12月15日アクセス）。
- (19) 中国国内で製造・販売する食品の包装に貼付または印刷しなければならないラベル（Quality Safety ラベル）である。
- (20) この運用システムはトレーサビリティ情報システムの構築のことを指し、包装上に貼付されたラベルのコード番号を通じて生産履歴情報を検索するシステムである。コード番号に収録されている生産履歴情報は、生産履歴センターが生産・加工・保管・運送・販売段階の情報を管理している。
- (21) 杭州市人民政府（2008年15号）「關於開展農産品質量安全追溯管理工作實施意見」（農産物品質安全トレーサビリティ管理業務の展開に関する実施意見）。<http://www.hangzhou.gov.cn/>（2009年1月18日アクセス）。
- (22) 2008年9月1日に「衛生部主要職責、内設機構和人員編制規定」が国務院常務会議の審議を通過。
- (23) 食品安全委員会の設置を促す意見は、全国人大常務委員・民建中央副主席の辜勝阻や国務院発展研究センター農村経済部部長の韓俊らが述べている。詳細は、2008年10月30日「我国需成立一個超部的国家食品安全委員会」（<http://www.cnfdn.com>, 2008年12月8日アクセス）を参照されたい。
- (24) 二重行政の典型例として、食品検査が同段階で複数の部局によって行われ、企業のコスト高につながっているケースがある。
- (25) 地方の権限の強さは、輸出入ビジネスのリスクとなっている。輸出入検疫段階において、輸出入の可否の決定が各地方または検疫官などの担当者レベルで異なる決定が下されるケースがある。

## 〔参考文献〕

### 〈日本語〉

- 池上彰英[2008]「中国における農業政策の展開」『冷凍食品情報』9月号。
- 大高一二[2003]「考えよう！ 輸入野菜と中国農業」芦書房。
- 坂下明彦・朴紅・小野雅之・西村直樹・黒河功・太田原高昭[2002]「中国輸出野菜産地における食品企業の産地組織化 —山東省青島地域の食品企業の事例分析(2)万福食品—」『農経論叢』58集。
- 坂爪浩史・朴紅・坂下明彦編[2006]『中国野菜企業の輸出戦略 —残留農薬事件の衝撃

- と克服過程―』筑波書房。
- 菅沼圭輔[2004]「中国国内の農産物市場の動向と農業・貿易政策」『中国・上海の市場と福島県食品の展望』日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- 森路未央[2008a]「中国産食料品の輸入動向と中国政府の品質安全対策」『冷凍食品情報』Vol.402。
- [2008b]「中国の輸出入農産物検疫体制の整備状況」（『平成19年度海外農業情報分析事業 調査報告書』農林水産省大臣官房国際部）。
- [2008c]「安心と信頼の回復を目指す食品安全政策」（『中国年鑑2008』社団法人中国研究所）。

〈中国語〉

韓俊主編[2007]『中国食品安全報告』北京 社会科学文献出版社。